

碧南市指定文化財 新たに2件を指定

碧南市教育委員会は令和4年6月30日付けで市内の有形文化財2件を新たに碧南市指定文化財に指定しました。そこで、新しく指定された文化財をご紹介します。この指定で碧南市指定文化財は計50件になります。

1 新指定文化財一覧

種類		名称	員数	所有者
有形文化財	古文書	大浜村絵図	1 舗	個人
有形文化財	古文書	西端村・高取村溜池 ^{ためいけ} 争論裁許 ^{さいしよ} 絵図	1 舗	碧南市

2 文化財の概要

(1) 大浜村^{おおはまむら}絵図

1 舗 明和6（1769）年 紙本着色^{しほんちゃくしよく} 329×217cm



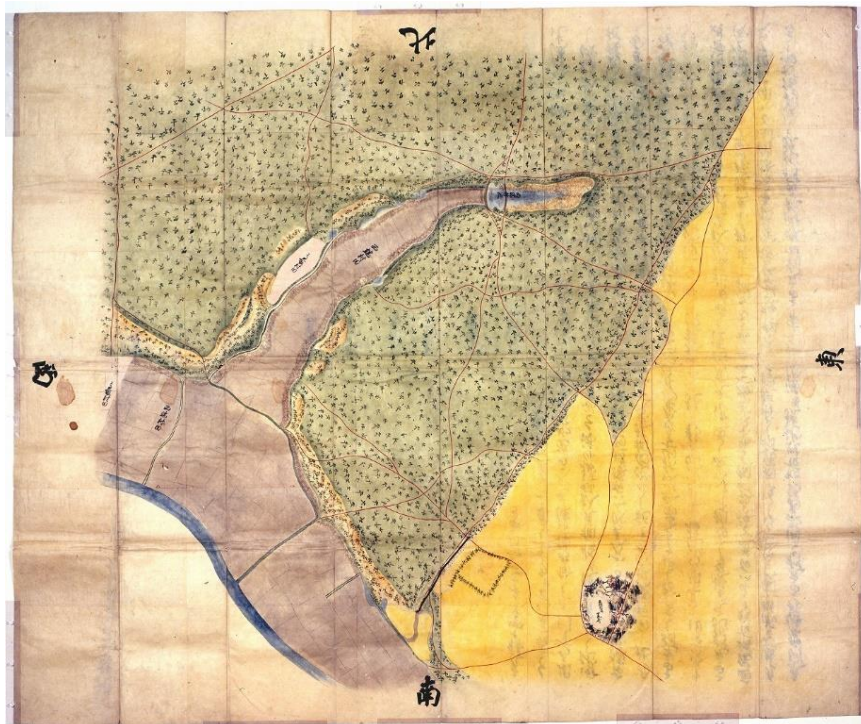
この絵図は、裏書により明和6（1769）年5月に田畑・塩浜の^{こまえちょう}小前帳と共に^ま真野惣十郎^{の そうじゅうろう}役所に差し出されたことがわかり、この絵図はその写しと考えられる。明和6年は、大浜村が幕府領から沼津藩領に変わる時期でもあり、三河国の幕府領を管轄する赤坂代官を務めた真野惣十郎役所にこの絵図が出されたと考えられるが、詳細は不明である。

絵図は一筆ごとの地番が記載されている。また、町場部分の下絵図に重なる形で別紙が作成されている。その別紙には道及び家並が記され、神社仏閣の建物が描かれている。

この絵図は18世紀中頃の大浜村絵図として大変貴重なものである。

(2) ^{にしばたむら}西端村・^{たかとりむら}高取村^{たけいけ}溜池^{そうろん}争論^{さいきょ}裁許^{えず}絵図

^ぼ1舗 元禄14(1701)年 ^{しほんちゃくしよく}紙本着色 172.2×205.6cm



この絵図は、裏書により元禄14(1701)年に作成されたものと考えられ、当該裏書には争論の詳細が概ね次のとおり記されている。

ア 西端村の主張によれば、27年以上前に高取村の村民が理不尽に村境に塚を築いたことを問題視している。西端村は古道を村境と主張し、一方、高取村は西端村の畑の間の水落を村境と主張し、両村が対立した。

イ 当時の西端村は^{はもとほんだしちぎょう}旗本本多氏知行、高取村は^{あまなわはんりょう}甘縄藩領と、領主が異なることもあり、幕府が裁許に当たり幕府の勘定奉行、町奉行及び寺社奉行の三奉行10名が署名した。幕府裁定の結果、高取村が築いた塚の位置を基に地境が定まった。その上で、溜池とその水の使用权は西端村に、南山の^{いりあいけん}入会権は高取村に認められた。

同様の絵図は高取村の文書(高浜市の所有)にもあり、国立国会図書館蔵の旧幕府

裁許絵図目録に記載がある。

この絵図は西端村及び高取村の地^じ境^{さかい}争論の裁許絵図であり、17世紀の内容を示す地域の史料として大変貴重なものである。

碧南市指定文化財件数

令和4年6月30日現在

種別			現在数	今回指定	計
有形文化財	建 造 物		1		1
	美術 工芸品	絵 画	4		4
		彫 刻	10		10
		工 芸 品	3		3
		書跡・典籍、古文書	10	2	12
		考古資料			
		歴史資料	7		7
無形文化財	芸 能				
	工芸技術				
民俗文化財	有形民俗文化財		8		8
	無形民俗文化財		3		3
記念物	史 跡				
	名 勝				
	天然 記念物	動 物			
		植 物			
		地質鉱物	2		2
合計		48	2	50	